

会報
全住協

2019
9月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

第50回全国大会(大阪)開催のご案内

当協会は、下記のとおり第50回全国大会(大阪)を開催いたします。今回は、団体会員である関西住宅産業協会が幹事協会として準備を進めており、大阪市で開催いたします。多数の会員の参加をお待ちしております。

1. 全国大会・記念講演・懇親会

開催日 令和元年11月14日(木)

会場 ①式典・記念講演

グランキューブ大阪

大阪市北区中之島5-3-51

TEL 06-4803-5555

②懇親会

リーガロイヤルホテル(大阪)

大阪市北区中之島5-3-68

TEL 06-6448-1121

時間 ①式典 14:00~15:20

②記念講演 15:30~17:00

講師 作家、大阪府・大阪市特別顧問

猪瀬 直樹 氏

建築家、大阪府・大阪市特別顧問

安藤 忠雄 氏

テーマ 「民都・大阪の副首都
構想について」~大阪
が変わる。大阪から日本
を変える。大阪から世界
へ発信する。~

③懇親会 18:00~20:00

参加費 1名 10,000円

開催日 令和元年11月15日(金)

参加費 1名 18,400円

募集人員 40名(最少催行人数30名)

3. 記念ゴルフ大会

コース設計の第一人者といえる井上誠一氏が手がけたコースのひとつ。適度な打上げ、打下しのほか、砲台グリーンなど安易に攻めにくい変化に富んだコースが多く、関西の中でも人気の高いコースです。

開催日 令和元年11月15日(金)

会場 枚方カントリー倶楽部

枚方市杉北町1-4622

TEL 072-858-8331

参加費 1名 10,000円

(プレー代は各自、現地にてお支払いください。)

4. 宿泊

- ・リーガロイヤルホテル(大阪)
- ・湯本「花乃井」スーパーホテル大阪天然温泉
- ・ホテルNCB
- ・ホテル阪神大阪
- ・ホテル阪神アネックス大阪

2. エクスカーション

「笑いの殿堂となにわ探検クルーズお笑い三昧ツアー」

5. 参加申込み及び問合せ先

全住協事務局 (TEL 03-3511-0611)

目次

- ・第50回全国大会(大阪)開催のご案内・・・ 1
- ・令和2年度国土交通省税制改正要望事項・・・ 2
- ・トピックス(早期戦力化のための一人前社員研修)・・・ 4
- ・宅地建物取引士法定講習のご案内・・・ 5

- ・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介
(株)マリンホーム、山田建設(株)・・・ 6
- ・周知依頼(2019年全国家計構造調査)・・・ 8
- ・第15回耐震化実践アプローチセミナーのご案内・・・ 8
- ・周知依頼(令和2年国勢調査)・・・ 9
- ・協会だより・・・ 10

令和2年度国土交通省税制改正要望事項

国土交通省は、「令和2年度国土交通省税制改正要望事項」を明らかにした。住宅・土地税制関連の主な内容は、以下のとおりである。

【豊かな暮らしの実現と地域の活性化】 （住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保）

新築住宅に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

【特例措置の内容】

[固定資産税]

新築住宅に係る税額の減額措置。

- ①一般の住宅：3年間 税額1/2減額
- ②マンション：5年間 税額1/2減額

【要望】

現行の措置を2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）延長する。

【本特例措置による負担軽減効果（例）】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

➡ **3年間で約26万円の負担軽減効果**
（国土交通省推計）

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

【特例措置の内容】

[登録免許税]

- ・所有権の保存登記について税率軽減
（本則0.4%→特例0.15%）
- ・所有権の移転登記について税率軽減
（本則2%→特例0.3%）
- ・抵当権の設定登記について税率軽減
（本則0.4%→特例0.1%）

【要望】

現行の措置を2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）延長する。

【本特例措置の効果イメージ】

- ・保存登記：2.5万円軽減（4万円→1.5万円）
- ・移転登記：22.1万円軽減（26万円→3.9万円）
- ・抵当権設定登記：4.5万円軽減（6万円→1.5万円）

（※）2,000万円（固定資産税評価額1,300万円、新築建物価格認定基準表額：1,000万円）の住宅を取得（借入額1,500万円）した場合を想定

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

【特例措置の内容】

[登録免許税]

税率を一般住宅より引下げ。

- ・所有権保存登記：0.1%
（本則0.4%、一般住宅特例0.15%）
- ・所有権移転登記 戸建て：0.2%
マンション：0.1%
（本則2%、一般住宅特例0.3%）

[不動産取得税]

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額。
一般住宅特例1,200万円→1,300万円

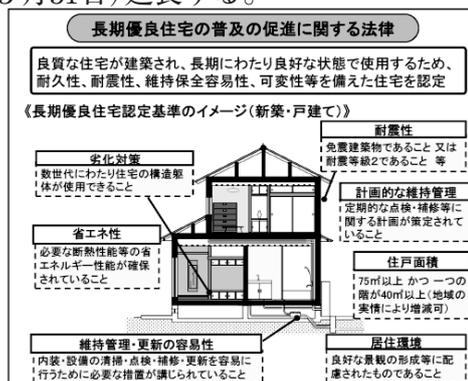
[固定資産税]

一般住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長。

- ・戸建て：3年→5年
- ・マンション：5年→7年

【要望】

現行の措置を2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）延長する。



国土交通省税制改正要望事項

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長
(所得税・個人住民税)

【特例措置の内容】

※いずれも所得税・個人住民税

[譲渡益が生じた場合]

- ①住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が、買換資産の取得額以下の場合、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合、その差額分について譲渡があったものとして課税。

[譲渡損が生じた場合]

- ①住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)。
- ②住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)。

【要望】

現行の措置を2年間(令和2年1月1日～令和3年12月31日)延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

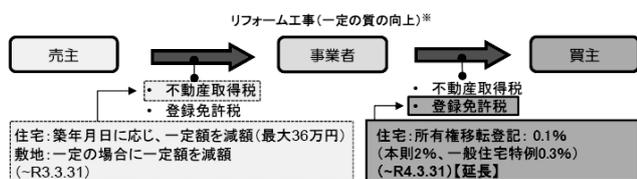
【特例措置の内容】

個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合に、所有権移転登記について税率減額。

((本則2%、一般住宅特例0.3%)→0.1%

【要望】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。



既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

【特例措置の内容】

[固定資産税]

工事翌年(※1)の固定資産税の一定割合を減額。

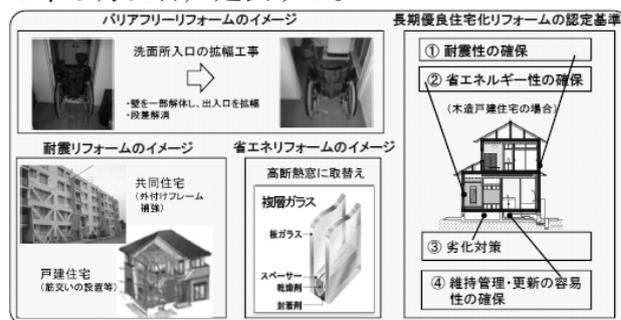
	減額割合	適用期限
耐震	1/2減額	令和2年 3月31日
バリアフリー	1/3減額	
省エネ	1/3減額	
長期優良住宅化(※2)	2/3減額	

※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額。

※2 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合。

【要望】

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。



【成長力・国際競争力の強化】

(不動産市場の活性化)

長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長等(所得税・法人税)

【特例措置の内容】

[法人税・所得税]

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について80%(一部75%・70%)の課税

国土交通省税制改正要望事項

繰延べ。

【要望】

現行の措置の3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長等を行う。



低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)

【要望】

[所得税・個人住民税]

個人が、譲渡価額が低額のもの等一定の土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の特例措置を創設する。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

【特例措置の内容】

[所得税・個人住民税等]

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、

長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減。

【要望】

現行の措置を3年間(令和2年1月1日～令和4年12月31日)延長する。

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

※法人は、重課制度(長期5%)が適用除外。
(重課制度は令和元年度末まで課税停止。)

[安心・安全な社会の実現]

(災害に強い強靱な国土・地域づくり)

老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設(法人税)

【特例措置の内容】

以下の措置により、老朽化マンションの再生を促進。

- ・マンション敷地売却事業の税制特例の対象を拡充
- ・団地型マンションの敷地分割の円滑化のための税制特例の創設

【要望】

マンションの敷地売却及び敷地分割に係る税制上の支援措置を整備する。

トピックス

早期戦力化のための一人前社員研修を開催

8月27日(火)、全水道会館にて「早期戦力化のための一人前社員研修」を開催した。(株)ブラック取締役の岩井信也氏が講師を務め、6社17名が参加した。

本研修は、「一人前の社員に求められる役割」「目標管理スキル」「問題解決スキル」「対人関係スキル」のテーマで実施し、自律的な業務遂行能力の強化だけでなく、チームワーク、後輩・新人指導など組織人としての役割認識の強化も目的としている。研修の終盤では、自身の職場での課題に対するアクションプランの作成及び

自己啓発計画の作成を行い、より実践的な内容となった。



▲早期戦力化のための一人前社員研修

宅地建物取引士法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引士法定講習を下記の要領で実施いたします。

1. 講習日

令和元年12月6日(金)

2. 講習時間

9:45(受付)~17:50

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成31年12月6日から平成32年6月5日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

4. 申込み方法

(1) 来所による受付

①受付時間 9:30~17:00

(12:00~13:00除く、土・日・祝日は休み。)

②申込み時に必要なもの

イ. 宅地建物取引士証交付申請書
(協会に備えてあります。)

ロ. カラー顔写真(全部同一のもの3枚、
神奈川県登録の場合は4枚。タテ3
cm×ヨコ2.4cm。家庭用インクジェット
プリンターで印刷した写真、ポラロイド
写真等で不鮮明なものや劣化の可能性
があるものは不可。)

ハ. 受講費用 16,500円

ニ. 印鑑 (スタンプ印は不可。)

ホ. 現在お持ちの取引士証

(各都県に返納済の方は、返納受領書。)

新規の方は、各都県からの登録通知
ハガキ。

(2) その他

①会社の宅建免許番号を控えてきてください。

②取引士資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・本籍・勤務先に変更のある方は、申込み前に登録した各都県に変更届を提出してください。

詳細は各都県の以下の窓口にお問合せ
ください。

- ・東京都住宅政策本部住宅企画部
不動産課免許担当：03-5320-5063
- ・埼玉県都市整備部建築安全課
宅建業免許担当：048-830-5492
- ・千葉県県土整備部建設・不動産課
不動産課班：043-223-3238
- ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
：045-633-3036
- ・静岡県くらし・環境部建築住宅局
住まいづくり課宅地建物班
：054-221-3072

5. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階
TEL 03-3511-0611

詳細はホームページの案内をご参照ください。

6. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第9回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

戸建分譲住宅部門（大規模）

マドレガーデン「舞多聞」

(株)マリンホーム



【事業コンセプト】

弊社は「ママが喜ぶ家づくり」のコンセプトのもと、建売分譲に特化して家づくりをしています。自社ブランド「マドレ」シリーズは、ターゲット層である20代～30代のニーズに応えるため、神戸のママ団体の協力のもと、ママの声を吸い上げ、「家族の繋がり」・「家事・生活動線」・「収納力」・「最新設備仕様」にこだわって開発した商品です。これに加え、アンケートやお客様の意見で多い「ZEH」や「耐震等級3」、「省令準耐火構造」を取得・採用することで、より安心・快適にお住まいいただける商品としています。

本分譲地は全38区画のうち、まとまった区画は一部で、点在する区画もあるため、販売しやすいように適切に販売時期を計画し、全ての物件を周辺の仲介業者による媒介による販売としております。これにより、広告宣伝費を抑えて原価を圧縮することにより売価を抑えることに成功しています。

【商品企画】

全棟BELS 最高等級(★★★★★)を取得することにより、「ZEH」を採用しております。またニーズの高い「耐震等級3」や「省令準耐火構造」などを取り入れることで安心・快適に住むことができる住宅を供給しています。

健康面では吹付発泡断熱を採用し、高気密高断熱住宅とすることで、ヒートショックの原因となる温度差を少なくし快適に過ごせる仕様としています。

駐車スペースは、「ママ」が駐車しやすいことを念頭に、駐車しやすいレイアウトにし、最低2台駐車できるようにしています。

外構もオープン外構とすることで、開放感のある明るい街並み形成にも寄与しています。

【事業成果】

第一期分譲5棟を販売開始後、問合せを多くいただき、全て完成前に成約に至っております。これにより弊社から市場への提案(物件)が評価されていると認識しております。

さらに、新しい街である「舞多聞」に居住していただくことで神戸市の活性化に寄与していると自負しております。

消費者ニーズについては、弊社ではこれまで全てのお客様に実際お住まいいただいてからの率直な意見を聞くアンケートを実施しており、これにおいても非常に高い評価をいただいております。これからも一層のCS向上に努めていく所存です。

【規模概要】

住 所	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西6
敷地面積	115.93~165.49㎡
延床面積	112.34~118.40㎡
構造規模	木造軸組工法2階建
住戸総数	38戸

優良事業賞

中高層分譲住宅部門（大規模）

ミオカステーク八王子Ⅱ

（山田建設株）

【事業コンセプト】

JR中央線・横浜線「八王子」駅徒歩13分とやや駅遠の物件でしたが、物件の目の前にバス停があり、「八王子」駅から市役所までの間に立地していることからバス本数が平日朝6時～8時台に118本、約2分に1本ものバスが運行しています。また、徒歩でも賑わいのある市内最大の商店街を通るフラットなルートとなるので駅距離を感じさせない立地と判断し、ファミリー世帯向きとした商品構成としました。

専有部の仕様を落とさずにお客様へ安く良い商品を提供するために、自社設計・施工により建築費の高騰を抑えました。また、11階以上の住戸に設置が要求されるスプリンクラー設備を特例により設置不要とし、機械式駐車場を天空にして泡消火設備を外すことにより、コストを削減することができました。

スラブ工法には当社オリジナルの中空スラブ工法を採用し、中空部分を換気扇の換気ダクトを通すことに利用し、小梁の少ない快適な室内を実現しました。

【商品企画】

＜デザイン＞

全戸に約7.1m～8.1mのワイドスパン設計を採用し、リビング・ダイニングの窓から十分な陽光を採り込むことにより開放的な空間を演出しました。

＜プランニング・間取り＞

廊下を使う面積を極力なくすことによって専有面積をより有効に使用することを可能にし、各居室からリビング、水廻りへの移動距離も少なくなり利便性の向上につながりました。また、

リビングと隣接する居室には床側のレールをなくした引戸を採用し、家具配置の自由度を高め、開放すれば隣接と合わせた広い空間として使用することも可能にしました。



【事業成果】

土地取得当初はカタカナの「ト」の字を反転させたような地形でしたが、隣地所有者1名と借地権者1名の計2名と根気強く交渉を行った結果、購入することができ、綺麗な長方形の整形地として敷地を一体化することができました。所有権敷地49㎡、借地権敷地76㎡と道路付けや敷地の大きさの問題で、各単独で600%の容積率を消化するには難しい隣地を一体化できたことで甲州街道沿いの景観や土地の有効活用という観点にも寄与できたのではないかと思います。

また、十分な間口を確保できたことにより、当初計画していた東側のナローズパンを取りやめ、南北にワイドスパンの住戸を採用したことにより、周辺の新築分譲マンションと差別化でき、お客様のニーズに応えられたのではないかと思います。販売は当初の予定よりも約2か月早く完売できたことにより広告宣伝費を削減でき、利益の向上につながりました。

【規模概要】

住所	東京都八王子市八日町7-21ほか
敷地面積	1,053.72㎡
延床面積	7,253.06㎡
住戸面積	66.15～77.10㎡
構造規模	RC造地上15階
住戸総数	住戸83戸・店舗1戸

2019年全国家計構造調査について

国土交通省から以下のとおり周知依頼がありました。

総務省から国土交通省を経由して2019年全国家計構造調査への協力依頼がありました。

総務省統計局では、本年10月から11月までの2か月間、全国の約90,000世帯を対象とした「2019年全国家計構造調査」(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)を実施します。

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。調査対象となる方には統計法の規定に基づき報告の義務が課せられる一方、近年、個人情報保護意識の高まりやオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査

活動が難しい状況となっています。

つきましては、本統計調査の実施に当たり、調査員が対象の建物内へ立ち入り、調査活動を行うことについて、ご周知いただくようよろしくお願い申し上げます。また、地方公共団体が改めて調査へのご協力をお願いする場合がありますので、このことも併せてご周知いただきますようお願いいたします。

●2019年全国家計構造調査
(総務省統計局ホームページ)

[URL]

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html>

耐震化実践アプローチセミナー

第15回耐震化実践アプローチセミナーのご案内 — 東京都2019年度耐震キャンペーン —

日時 令和元年10月21日(月)
17:30 開場 18:00 開会

場所 弘済会館4階「蘭」

内容 【第一部】
『東京都における建築物耐震化への取り組み』
「大地震から首都東京を守るために」
講師：東京都都市整備局

耐震化推進担当部長
青木 成昭 氏

【第二部】
『いまさら聞けない耐震化のこと』

- ①日本の建築構造の理解
講師：(株)小平設計
- ②住居を兼ねた個人オーナー所有賃貸物件の耐震補強・入居者退去合意の難しさと売却による住み替えの事例
講師：ホームポジション(株)

③マンションで耐震化を確実に行う為に
～合意形成の重要性～

講師：横浜市住宅供給公社

④住宅金融支援機構における耐震改修支援について

講師：(独)住宅金融支援機構

※セミナーと並行して個別相談会を実施します。

定員 80名 入退室自由。要予約。

申込み・問合せ

ホームページ、TEL、FAX、E-mail
等にてお申込み・お問合せください。

(一社)全国住宅産業協会

URL <http://www.zenjukyjo.jp>

TEL 0120-363-232

(全住協コールセンター)

FAX 03-3511-0616

E-mail taishin@zenjukyjo.jp

令和2年国勢調査について

総務省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

総務省統計局では、令和2年10月1日に国勢調査の実施を予定しています。

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)に規定される、国内に居住する全ての人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査です。

国勢調査を円滑に実施するためには、国民の皆様のご理解はもとより、各方面におけるご理解・ご協力が不可欠であり、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々などのご協力・ご支援をいただくことが重要と考えています。

このため、総務省統計局においては、本年から、各種関係機関・団体等に対して事前にご協力・ご支援をお願いし、集合住宅に対する

調査実施の広報や調査員の募集について、地方公共団体と連携して広報活動を重点的に行うこととしています。

つきましては、貴協会の会員の皆様に別紙の内容を周知していただくとともに、貴協会の発行する機関紙やホームページへの広報素材の掲載、総務省統計局で作成するポスターの掲示、リーフレット配布等について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

●国勢調査2020キャンペーンサイト

(総務省統計局ホームページ)

[URL]

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>

開始100年の国勢調査、 はじまります



総務省統計局・都道府県・市区町村



日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の大調査

国勢調査2020



国勢調査2020キャンペーンサイト <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>

協会だより

委員会開催状況

[組織委員会]

日時 令和元年8月9日(金)15:30~16:50
場所 弘済会館
議事 令和元年度組織委員会事業計画、住生活女性会議、不動産後見アドバイザー資格講習会、空き家対策研究等について報告を行った。

[中高層委員会]

日時 令和元年7月25日(木)15:30~17:30
場所 主婦会館
議事 第9回優良事業表彰受賞プロジェクトのプレゼンテーション並びに令和元年度事業計画概要等について報告を行った。

代表者変更

会社名 菊池建設株式会社
新代表者 大鋸本 賢一

会社名 株式会社西洋ハウジング
新代表者 西村 英樹

会社名 ナイス賃貸情報サービス株式会社
新代表者 黒髪 芳彦

会社名 日本住宅無尽株式会社
新代表者 野口 裕幸

業務日誌

7月23日(火)	・一般社員向け「仕事の数字基礎研修」を開催。(全水道会館) ・生産性向上をリードする管理職のための計数管理研修を開催。(全水道会館)
24日(水)	・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)
25日(木)	・中高層委員会を開催。(主婦会館)
26日(金)	・理事長協議会、国土交通省との懇談会、理事会を開催。(ホテルニューオータニ)
8月2日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(八重洲博多ビル)
9日(金)	・組織委員会を開催。(弘済会館)

会社名 三井住友信託銀行株式会社
年金営業第四部

新代表者 傳田 健司

住所変更

会社名 エイブル保証株式会社
新住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル3階
新TEL 03-5157-5220
新FAX 03-5157-5260

会社名 株式会社AXIAL FORCE
新住所 〒107-0061 東京都港区北青山3-6-19 三和実業表参道ビルB1階
TEL 03-3779-1640(従来どおり)

代表者・住所変更

会社名 株式会社ライフステージ東京支店
新代表者 藤原 淳
新住所 〒105-0004 東京都港区新橋2-19-10 新橋マリンビル8階
TEL 03-6682-3067(従来どおり)
FAX 03-6800-3531(従来どおり)

電話番号変更

会社名 シエンプレ株式会社
新TEL 03-6673-4652

会報 全住協 通巻78号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和元年9月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の16社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・エース21グループ(株)
- ・(株)一貫堂
- ・(株)総合資格
- ・(株)ベーシック
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・日本リビング保証(株)
- ・(株)リビテックス
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)ファイレスキュー
- ・(株)シンカ

取扱商品

- 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
- エマージェンシーキット、エマージェンシーボディキット
- 名入れノベルティ防災セット
- 宅地建物取引業者向け賠償責任保険
- 全自動消火装置「ケスジャン」
- 住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- ENJO(エンヨー)オリジナルセット
- 各種講習、資格取得講座
- 住宅設備の延長保証サービス「住設あんしんサポート」
- 水まわり設備4点セット
- 不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
- 宅建受験対策書籍
- 投てき消火器具「firesave」+食油消火器具「firesave天ぶらパック」
- おもてなし電話 シンカCTI

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字吉町24-5	TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地協	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyو.jp/>


 一般社団法人 **全国住宅産業協会**

